

神戸市と株式会社パークフルとの 公園情報の活用と発信に関する連携協定書

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年10月6日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造 印

乙 東京都港区浜松町一丁目15番3号
株式会社パークフル
代表取締役 古田 英之 印

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社パークフル（以下「乙」という。）は、神戸市における公園情報の活用と発信に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源や情報、技術を活かし、神戸市における公園情報の活用と発信に協働して取り組むことにより、市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（協働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について協力を行うものとする。

（1）乙は、乙が作成し提供するスマートフォン用アプリ「PARKFUL」を通じ以下の事項を原則無償で行う。なお、有償のものについては、別途契約して甲乙協力して行う。

ア 甲から提供されたデータを基にPARKFULに公園情報を掲載すること。

イ PARKFULの利用状況に関わるデータを甲に提供すること。

（2）甲は、甲が保有する神戸市内の公園の地理情報および公園に設置されている公園施設等のデータを、PARKFULに掲載することを前提に、乙に無償で提供する。

2 前項に定める本協定の具体的な実施方法等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1ヶ月前までに甲乙協議の上書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。